

実感できるみどりづくり事業者認定の考え方（案）

～みどり豊かな街区形成をめざして～

大阪府では、府民・来阪者が実感できるみどりの創出を図るため、公民連携により、市街地中心部や駅前等の多くの目に触れる場所で、みどり豊かな街区等の形成を目指し、その実現に向け、みどりに関する地域普及活動等に取り組む民間事業者を「実感できるみどりづくり事業者」として認定し、認定事業者の緑化施設や緑化活動を大阪府が積極的にPRします。

なお、あわせて民間事業者の自主的な取り組みを促すため、認定を受けられた事業者に対し、緑化施設の整備、地域普及活動にかかる経費の一部を補助します。

※事業者認定は、学識経験者等で組織する選定委員会で審査のうえ、決定します。

1. 認定特典

- ・大阪府ホームページにおいて、認定事業者を紹介
- ・大阪府主催のイベントで企業PR、プレゼンテーション機会の提供
- ・認定事業者が作成する営業媒体等への表記 等
- ・大阪府から緑化整備および緑化活動に対する経費補助

2. 募集期間

平成28年6月 日～平成28年8月 日まで

3. 応募条件

| | |
|---------|--|
| 対象者 | <p>緑陰空間を整備し、かつ、企業・周辺住民等に働きかけ、緑化活動を展開しようとする企業等</p> <p>※緑陰空間とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として敷地面積 500 m²以上の民間施設で、民間事業者が整備・維持管理する緑化施設のうち、以下の要件をすべて満たすこと。 <p>(ただし、民間事業者が隣接する公共空間を緑化整備・維持管理する空間も含む)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 不特定多数の府民に利用される高い公開性が確保されること ② 一般の通行に供する公道等と接していること ③ 高木等を中心とした緑陰空間もしくは府民が憩える緑化空間であること ④ 良好なまちなみ景観の創出、ヒートアイランド現象の緩和に寄与すること |
| 対象地区の要件 | <p>大阪府域の市街化区域内</p> <p>多くの府民が集まるエリア（下記のいずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗降客数が多い駅（5,000人／日以上）周辺 ・市役所などの公共施設の周辺あるいは商業施設等の集積エリア |
| 緑化活動の要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・街区または沿線の一區間での緑化の展開に向け、企業・周辺住民等に緑化を呼びかける等、具体的な取り組みが行われること |

4. 募集の審査基準

- ① 【立地要件】 府や市町村が、重点的に緑化に取り組むエリアであるか（緑化重点地区、みどりの風促進区域など）または、多くの府民の目に触れる場所であるか、
- ② 【緑化活動】 街区または沿線の一区間での緑化展開に向け、具体的な取り組みが示されているか
- ③ 【公共性】 不特定多数の府民に利用される高い公共性が確保されているか
- ④ 【公益性】 みどりの多面的な効果が発揮されるか（歩行者等への木陰の提供、憩える空間など）
- ⑤ 【景観】 良好な街並み景観の形成に寄与するか

5. 応募方法等

・「実感できるみどりづくり事業認定申請書」に必要事項を記入のうえ、必要添付書類とあわせて、**大阪府環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課**宛て、平成28年8月末までに、ご提出ください。

6. 認定の申請に必要な書類

| | |
|-------------|--|
| 認定申請書 | 様式に基づき、名称、所在地、みどりの普及啓発活動、緑化イメージ等を記入し、提出してください。 |
| 付近見取図 | 対象建築物の位置及び付近の状況を示すものです。緑化活動が想定されるエリア（街区）が分かるように図示してください。 作図例を参照して作成し、申請書に添付してください。 |
| 緑化施設計画平面図 | 緑化施設の全体像を示すものです。 法令等により義務付けられた緑化区域が分かるように図示して下さい。 官民等の敷地境界が分かるように図示して下さい。 作図例を参照して作成し、申請書に添付してください。 |
| 緑化施設計画立・断面図 | 必要に応じて、作図例を参照して作成し、申請書に添付してください。 |
| 緑化面積求積図 | 緑化面積の算出根拠を示すものです。 作図例を参照して作成し、申請書に添付してください。 算出された面積値は、申請書の所定の欄に記入してください。 |
| 面積算出表 | 例を参照して作成し、緑化面積求積図に記入または別紙で添付してください。 |

7. 結果の通知

「大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会」の審査を経て、認定を決定します。認定された事業者にのみ、平成28年9月末までに、認定通知を送付いたします。

8. その他

認定申請される事業者の方で、緑化施設および緑化活動への補助を希望される方は、認定申請と併せて、補助申請を提出いただくことができます。

○お申込み方法に関する相談

・大阪府環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課 都市緑化グループ

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲州庁舎22階 TEL 06-6210-9558

実感できるみどりづくり事業補助事業の考え方 (案)

～みどり豊かな街区形成をめざして～

1. 趣旨

みどり豊かな街区の形成をめざし、建築物敷地内の良好な緑陰形成、みどりに関する地域普及活動を行う「実感できるみどりづくり事業者」の認定を受けた者を対象に、緑化施設の整備及び緑化活動にかかる経費の一部を補助するものです。

2. 補助事業条件

| | |
|--------|---|
| 補助の要件 | <p>【事業主体】 「実感できるみどりづくり事業者」認定を受けた企業等の民間団体</p> <p>【整備補助の要件】 <対象> 認定事業者が対象となる建築物の敷地において、義務緑化の基準を超えて整備する緑地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来にわたって良好に維持管理されること <p>【活動補助の要件】 実感できるみどりづくり街区等の実現につながる具体的な緑化活動であること</p> <p>例：緑化プランの策定、みどりの普及活動 等</p> |
| 補助金の額 | <p>補助事業費の1/2以内</p> <p>※補助金は、1000万円を上限とします。</p> |
| 補助対象経費 | <p>補助の対象となる経費</p> <p>A 植栽経費 (樹木・地被類等の植栽費、土壌改良に必要な工事費、支柱設置費 等)</p> <p>B 基盤整備費(植樹柵、灌水施設、壁面緑化、ベンチ等の付帯施設設置費 等)</p> <p>C 緑化活動費(緑化プラン策定・緑化検討会に要する経費、普及啓発用資材購入費 等)</p> <p>※Bについては、Aの金額以下を補助の対象とします。 ※ただし法令等で緑化が義務付けされている部分については、補助対象外となります。 ※Cについては、補助金30万円/年(3年間)を上限に、経費の1/2を対象に補助します。</p> |

3. 審査基準

- ① 【実現性】 地域特性を踏まえ、実現可能な緑化整備計画であるか、街区単位への緑化活動への展開に向けた、具体的な活動計画が示されているか
- ② 【維持管理】 適切かつ継続的な維持管理が見込まれる計画となっているか、その体制づくりができているか
- ③ 【効率性】 整備・管理費用について十分検証され、市場価格等から勘案して適切な内容となっているか

4. 申請方法等

募集に際して、対象者は、整備補助の対象となる区域（「補助対象施設」）に加えて、補助事業者が緑化を呼びかける区域（「緑化プラン提案範囲」）を設定して事業実施することが前提に認定申請を提出いただきます。認定申請される事業者の方で、緑化施設および緑化活動への補助を希望される方は、認定申請と併せて、補助申請書を **大阪府環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課宛**で、8月下旬までに、ご提出下さい。

5. 補助申請に必要な書類

認定の申請に必要な書類を提出のうえ、次の書類をご提出下さい。

| | |
|-------|---|
| 補助申請書 | 様式に基づき、名称、所在地、緑化面積をご記入のうえ、植栽経費・基盤整備費・緑化活動費など、工事費等の経費を記入いただき、提出してください。 |
|-------|---|

6. スケジュール

- ・平成28年6月下旬 応募受付開始（8月下旬〆切）
- ・平成28年9月上旬 大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会にて、認定事業者及び補助事業の採択を決定
※平成28年9月末 事業者へ通知
- ・平成28年10月 交付決定後に工事着手
- ・平成29年3月 工事完了